

第4章 第4期基本計画の概要

第1 基本計画の策定・実施にあたって留意すべき事項

1 基本計画策定を契機とした市民まちづくり活動への理解促進

本計画は、札幌市の市民まちづくり活動の促進に関する支援施策を総合的かつ計画的に実施、推進していくために、市が取り組む施策・事業などを体系的にまとめた「行政計画」という側面を有していますが、市民まちづくり活動の主体が市民であることを踏まえると、市民一人ひとりをはじめ、市民まちづくり活動に取り組む団体も含め、広く市民と共有できる「市民計画」である必要があります。

このため、検討過程においては、団体へのアンケート調査やワークショップの開催、市民を対象としたワークショップの開催などまちづくり活動に関する幅広い市民意見の集約に努め、その結果なども踏まえて、今後、重点的に取り組むべき課題を明らかにしてきたところです。

基本計画の策定にあたり、市民まちづくり活動の必要性と計画の内容を市民に理解してもらうことが重要です。そのために、市民の目線に立ち、市民にわかりやすい、浸透しやすい施策体系や内容構成とすることが大切と考えます。また、計画の周知にあたっても、わかりやすい概要版を作成するなど、より多くの市民に理解され、共有されるように努める必要があります。

2 市民自治が息づき、市民がまちづくりの主役になれるような意識の醸成

本計画の究極の目標は、自治基本条例の基本理念に定める「市民自治によるまちづくり」の実現です。第3期を振り返ると、市民まちづくり活動に参加したことのある人の割合は低下傾向にあり、参加割合が低い活動も見受けられますが、まちづくり活動は、特別に高い意識や使命感、あるいはスキルを持つ一部の人が担う特別な活動ではありません。日常的に互いに支え合い、連携・協力してまちづくりを担うことで、豊かで暮らしやすいまちがつくられていきます。

市民の「まちづくり活動」や「参加」に対するイメージは一様ではなく、また、取り巻く状況も様々であることから、誰もが自分の強みや得意分野を生かして活動に参加し、まちづくり活動の主体・担い手であることが実感できるよう、市民それぞれが置かれている状況に応じた多様な参加機会や参加手法の創出などを通じて、意識の醸成を図っていくことが必要です。

また、意欲ある市民が参加したいと思うような活動が見つかるよう活動情報を分かりやすく発信していくことや、活動団体が安定的に活動を継続し、発展できるように、ニーズや抱える課題に応じた支援を充実していくことも併せて必要となります。

3 第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンや他の部門別計画との整合性

「札幌市の現状」にも記載されているとおり、札幌市では、今後10年の新たなまちづくりの基本的な指針である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン（令和4年度～令和13年度）」を策定し、地域分野の基本目標として「互いに認め合い、支え合うまち」「誰もがまちづくり活動に参加でき、コミュニティを育むまち」を掲げるとともに、「ユニバーサル（共生）」「ウェルネス（健康）」「スマート（快適・先端）」の3つの重要概念に基づき、分野横断的に取組を進めています。

「市民まちづくり活動」の対象範囲は非常に多岐にわたっていることから、本計画の策定にあたっては、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンの趣旨を十分に踏まえるとともに、市民まちづくり活動に関連する各分野の部門別計画との整合性の確保にも留意する必要があります。

4 市民まちづくり活動の支援や連携を通じたSDGsの推進

平成27年9月の国連サミットにおいて、

「持続可能な解決のための2030アジェンダ」

が採択されました。

このアジェンダは、国際社会の普遍的な目標として採択され、その中に令和12年（2030年）までの「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」として、

17のゴールと169のターゲットが設定されています。SDGsは、中長期的な観点の下、「経済・社会・環境」の3側面の課題を統合的に解決しながら、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現することを目標としています。

札幌市は、平成30年に「SDGs未来都市」に選定されており、総合的な実施計画の策定や各種取組の実施に当たっては、SDGsの視点や趣旨を反映させることとしています。

市民まちづくり活動においては、SDGsに関連する取組が多く、これらの活動を支援していくことでSDGs達成につなげていく必要があります。また、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」は誰一人取り残さない持続可能な社会を実現するために、国や企業、専門家、個人などが相互に協力し合うことの重要性を示した目標となっており、ターゲット17.17では「さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。」とされており、本計画にも連携協働の視点が重要です。



第2 第4期基本計画の方向性

第3章で総括した基本目標1～3の達成状況を踏まえ、解決に向けて必要となる取組を、支援の対象となる活動主体に着目して整理・分類し、第4期の基本計画の基本目標設定の方向性を5つにまとめます。

1 誰もがまちづくり活動に参加しやすい環境づくり（主な対象：個人）

自治基本条例に掲げる「市民自治によるまちづくり」を実現していくためには、これまで以上に取組の裾野を広げ、より多くの市民のまちづくり活動への参加を促進していくことが重要です。

そのためには、「市民まちづくり活動」に参加する目的を普及・啓発していくとともに、企業をはじめ多くの市民が参加する清掃・環境美化活動など、様々な形の「市民まちづくり活動」への参加の機会を広げる必要があります。

また、SDGsの取組や第2次まちづくり戦略ビジョンに掲げる「まちづくりの重要概念」である「ユニバーサル（共生）」の観点からも、「誰もが」まちづくり活動に参加しやすい環境づくりが求められます。

2 自発的かつ持続的な地域コミュニティ活動の推進（主な対象：地縁による団体）

札幌市未来へつなぐ町内会ささえ条例が施行され、これまで以上に地域コミュニティの中核である町内会の活性化に向けた支援が必要となります。

近年の大規模な自然災害をはじめ、地域課題が複雑・多様化しており、行政のみでは対応が困難な課題が増加してきています。そのため、地域の互助・共助活動など様々な役割や機能を担う地域コミュニティを更に活性化させ、まちづくりセンターを通じ地域の実情に沿った支援をするなど、自発的かつ持続的な地域コミュニティ活動を推進していく必要があります。

3 市民まちづくり活動団体の運営体制の強化や活動に対する支援（主な対象：任意団体やNPO法人など）

今後、ますます人口減少や少子高齢化が進む中において、地域課題を解決する市民まちづくり活動が安定・継続的に営まれていくには、活動団体に対する各種支援を行う拠点施設（市民活動サポートセンター）の更なる機能強化が重要です。

活動の場の支援として、市民活動プラザ星園や区民センター、地区センターなど多くの公共施設が活用されていますが、市民集会施設や有休スペースなど民間施設についても有効活用することが求められます。

また、各団体には、会計情報開示の徹底やデジタルツールの活用など、時代の変化に応じた経営が求められており、こうした人材の育成も重要な課題です。

上記の支援を通して、市民まちづくり活動団体が自立的に活動できる環境の整備と運営体制の強化を図っていく必要があります。

4 寄付文化の更なる醸成と活動資金調達に向けた支援(市民、企業、市民まちづくり活動団体)

活動を支える財政的支援としてさぽーとほっと基金の運用が始まり、PR活動の積み重ねにより寄付文化が醸成されてきましたが、更に幅広く市民に浸透させていく必要があります。

そのためには、「寄付を通じたまちづくり活動の意義」がより多くの市民に伝わるよう、寄付の使い道や助成事業の成果の分かりやすい発信が重要と考えられます。クリック募金や寄付付き商品など手軽な寄付方法の拡充も効果的であり、そのためには企業との連携も必要となります。

市民によるまちづくり活動が安定・継続的に営まれ、市民生活に定着していくためには、ヒト(人材)、モノ・カネ(活動基盤)、情報(ノウハウ)を総合的に支援する施策の展開や仕組みづくりが必要です。また、助成制度の運用にあたっては、助成を通して団体の事業や規模などライフステージに応じて、自主性、自立性、成長を促すという視点が必要です。

5 市民、事業者、市の連携・協働による新たな価値の創出(市民、企業、市民まちづくり活動団体)

時代やニーズの変化を背景に複雑・多様化する課題に的確に対応するためには、第3期基本計画で掲げていた市民まちづくり活動団体間の連携にとどまらず、行政や企業が、町内会など地縁による団体やNPOなど市民まちづくり活動団体と協働して課題解決にあたっていくことが求められています。

また、少子高齢化が進み担い手の確保がますます難しくなる地域のまちづくり活動を推進していくためには、企業による地域貢献活動を促進する視点も重要であり、そのためには積極的な情報発信など企業の付加価値向上につながる支援が必要となります。

【第3期基本計画の総括から第4期基本計画への方向性へ】

第3期の総括でまとめた第4期に向けて必要となる取組を5つの方向性で整理します。

【基本目標1】参加促進（個人対象）

(1) 幅広い市民まちづくり活動への参加促進

- まちづくり活動に参加する意義の普及・啓発のため、デジタル活用など効果的情報発信
- 様々な形での参加機会の創出
- 参加の実態・実感に即したデータの把握
- 活動の担い手の多様性拡大 → 1
- 地域コミュニティ活動の活性化に向けた支援
- 地域コミュニティの活性化に向けた支援の拡充、新たな指標設定 → 2

【1】個人対象

誰もがまちづくり活動に参加しやすい環境づくり

【基本目標2】運営体制強化（団体対象）

(1) 抱点施設での支援

- 抱点施設の更なる機能強化と、既存施設の有効活用

(2) 人材の育成・（4）場の確保に向けた支援

- 団体が自立的に活動できる環境の整備と運営体制の強化

- 団体のニーズ・困りごとに応じて条例に規定する4つの支援（情報、人材育成、財政、活動の場）を適切に実施 → 3

(3) 活動資金の調達のための支援

- 寄付文化の更なる醸成と財政的支援の充実 → 4

【3】NPO等対象

市民まちづくり活動団体の運営体制の強化や活動に対する支援

【4】個人・町内会・NPO・企業等全て

寄付文化の更なる醸成と活動資金調達に向けた支援

【基本目標3】連携促進（団体・企業）

(1) 団体間の連携に向けた支援

- 団体間のネットワーク化を図るための機会の創出

(2) 企業の社会貢献活動の促進

- SDGs の広がりを踏まえた企業における社会貢献活動の促進

- NPOやNPOを支援する団体（中間支援組織）と行政との連携 → 5

【5】市・個人・町内会・NPO・企業等全て

市民、事業者、市の連携・協働による新たな価値の創出

第3 第4期基本計画の構成

1 第4期基本計画の体系

この基本計画は、1ページで述べたとおり、促進条例の目的実現に向け、同条例の規定に基づき策定されるものです。そのため、同条例の目的である「豊かで活力ある地域社会の発展のために」を基本計画の目的にします。

また、第2（27～29ページ）でまとめた5つの方向性を基本目標に位置付け、各基本目標の達成に必要な基本施策を体系化しました。

【第4期基本計画 基本目標及び基本施策】



2 成果指標と参考指標

施策の効果を測定し、効果的な取組を進めるため、成果指標を設定します。活動の内容や主体が多岐に渡る市民まちづくり活動を単一の指標で測定することは困難なため、関連する複数の指標を参考にします。今後の進捗管理上、参考指標を追加する場合があります。